

はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧療養費 の支給申請方法変更について

従来、はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の施術料については、患者が施術所窓口で自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は療養費として、健康保険組合から直接、鍼灸師等に支払っていましたが、組合会での審議の結果、療養費の原則に基づき、以下のとおり取扱いを変更します。

1. 支払方法
償還払い（窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を行う方法）
2. 変更時期
2019年6月施術分から
3. 申請方法

(1) 医師の同意

・医師から「はり・きゅう」又は「あん摩・マッサージ」の『①(施術に対する)医師の同意書』の交付を受ける

※医師の同意の有効期間は6か月です

〔 同意日が1日～15日:同意月の5か月後の末日まで有効
同意日が16日～末日:同意月の6か月後の末日まで有効 〕

(2) 施術を受ける

・施術所にて施術に要した費用を全額支払い、『②領収書』の発行を受ける

(3) 申請書の作成

・『療養費支給申請書』に必要事項を記入・捺印
・施術者(鍼灸師等)に、その療養費支給申請書内に施術内容の証明を受ける

※申請書は施術を受けた月ごとに作成してください

(4) 申請書の提出

・(3)で作成した『療養費支給申請書』を健康保険組合に提出
添付書類:『①医師の同意書(原本)』・『②領収書(原本)』

※『①医師の同意書』は、2回目以降の申請時は省略できますが、有効期限(6か月)以降も施術を受けるときは、改めて同意書が必要になります

(5) 審査・支払い

・健康保険組合にて審査のうえ支給決定
・『療養費支給申請書』のご指定の口座に振り込み

※同一傷病での医療機関との重複する給付はできません。そのため、医療機関との併給確認のため、お支払いはおよそ施術月から3～4か月後となります

4. 留意事項

2019年5月施術分までは従来通りの取扱いとなります。

2019年6月施術分以降、代理受領申請(施術所等から請求されたもの)にて申請があったものは、申請書をお戻しさせていただきます。お手数ですが、償還払いにて再申請をお願いします。

組合員の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】業務課 TEL06(6203)4081